

(参考)

健康保険任意継続被保険者について

1. 資格取得申請について

- (1)資格喪失するまで2ヶ月以上被保険者であった者は引き続き任意継続被保険者として北陸電力健康保険組合へ加入できます。
- (2)加入を希望する場合は、資格喪失後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」に必要事項を記入して健康保険組合に提出します。

2. 資格期間について

- ・任意継続被保険者の資格期間は、被保険者となった日から起算して2ヵ年を経過した時までとなります。

3. 保険料について

- (1)健康保険料は、資格喪失時の標準報酬月額または前年9月末の北陸電力健康保険組合総加入者の平均標準報酬月額(※)のいずれか低い月額を適用し、その標準報酬月額に92/1,000を乗じた金額となります。なお、介護保険料は満65歳になる月の前月まで17.8/1,000を乗じた金額となります。

※平均標準報酬月額は毎年4月に改定されるため、退職時の標準報酬月額が平均標準報酬月額を上回る方は、保険料が変更になる場合もあります。

- (2)保険料の納付は、毎月支払う方法のほかに、保険料を事前にまとめて納入する前納制度(年4分の複利現価法で割引)があります。
※半期払いや年度払いなど、前納される月数によりそれぞれの割引率が適用されます。

- (3)保険料の毎月払いは、銀行振込のみとなります。

- (4)保険料の前納は、4月分から9月分まで、及び10月分から3月分までの6ヵ月分前納または、4月分から3月分までの12ヵ月前納のいずれかを選択することになります。(ただし、期間途中の資格取得は9月または3月の基準月分まで、期間途中の資格喪失は喪失する月分までの前納となります)なお、銀行振込のみの支払方法となります。

- (5)納入の際には、事前に健康保険組合から納付書が送付されるので、その納付書を活用することとします。

- (6)保険料の納入に係る手数料等については、ご本人負担となりますので予めご了承ください。

- (7)保険料の納入期限日については、下記のとおりとします。

- ・資格取得月分…………… 取得月の20日(20日が休日の場合は、翌営業日)
- ・毎月払い(銀行振込)…………… 毎月10日(10日が休日の場合は、翌営業日)
- ・前納払い…………… 支払月の20日(20日が休日の場合は、翌営業日)

4. 給付金等について

- ・健康保険組合からの給付金等は、任意継続被保険者が指定する金融機関へ振込することとします。

5. 被保険者等資格の変更について

- (1)任意継続被保険者の資格を取得しますと、被保険者等資格の記号と番号が変わります。
- (2)現在、治療中の場合は、新しく被保険者資格が変更になった時点で病院等に変った旨を連絡願います。(被扶養者の方も同様)
- (3)また、資格取得前にお持ちの旧被保険者証は健康保険組合まで返送してください。